



事務連絡
平成30年7月31日

埼玉県保健医療部医療人材課
看護師特定行為研修 ご担当者 様

関東信越厚生局健康福祉部
医事課長

看護師の特定行為研修に係る説明会の開催について

平素より、看護行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「看護師の特定行為に係る研修制度」については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月1日から施行されました。また、特定行為研修を行う指定研修機関において研修が実施されています。

つきましては、指定研修機関において特定行為研修の企画立案及び実施の管理を行っている研修責任者、特定行為研修を修了し介護施設で活躍している看護師、指定研修機関に研修生を送り出している看護管理者を講師にお招きし、医療現場等における本制度の理解を深めるための説明会を開催いたしますので、ご了知いただきますとともに、貴管内の医療機関及び関係団体等に対する周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本説明会の開催について、別添の関係団体宛にお知らせしておりますことを申し添えます。

記

1. 日時、場所

平成30年9月12日（水） 13時30分 ～ 16時30分 【13:00受付】
さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂（埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1）

2. 目的

医療関係者等の特定行為研修に関する理解を深め、特定行為研修制度の円滑な施行及び特定行為研修を修了した看護師の医療現場等での活躍の推進を図る

3. 主催

厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部医事課

4. 対象

関東信越厚生局管内の医療機関、老人保健施設・訪問看護ステーション等の施設、教育機関、自治体等に所属する医療関係者等

5. スケジュール

時間	内容
13:30 ～13:35	開会 (挨拶：厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部長)
13:35 ～14:00	看護師の特定行為研修の概要 (説明者：厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部医事課看護指導官)
14:00 ～14:45	看護師特定行為研修の実際 ① －指定研修機関の立場から伝えたいこと－ <講師> 自治医科大学看護師特定行為研修センター兼看護学部 教授 村上 礼子
14:45 ～15:30	看護師特定行為研修の実際 ② －施設における特定行為研修修了者の活動－ <講師> 社会福祉法人平成記念会 介護老人福祉施設ヴィラ町田 看護主任 根本 千恵
15:30 ～16:15	看護師特定行為研修の実際 ③ －訪問看護ステーション管理者としての支援及び修了者の活用－ <講師> 医療法人恒貴会 訪問看護ステーション愛美園 所長 中島 由美子
16:15 ～16:25	質疑応答
16:25 ～16:30	閉会 (挨拶：厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部医事課長)

6. 定員

150名程度

7. 参加申込み方法

説明会への参加を希望される場合は、必要事項を記入した参加申込用紙を添付の上、平成30年9月4日(火)までに、次の参加申込み専用メールアドレスへお申し込みください。

※ 申し込みが定員数を満たした時点で締め切りとなります。

参加申し込み専用メールアドレス：tokutei-kantou@mhlw.go.jp

<問い合わせ先>

関東信越厚生局 健康福祉部 医事課

担当： 前田

TEL：048-740-0754 (内線2510)

FAX：048-601-1333

別 添

一般社団法人 埼玉県医師会
一般社団法人 埼玉県歯科医師会
一般社団法人 埼玉県薬剤師会
公益社団法人 埼玉県看護協会
埼玉県訪問看護ステーション協会

看護師の特定行為研修に係る説明会 (参加申込用紙)

1. 説明会参加者

	都県	所属	職位	職名	氏名	ふりがな	備考
1							
2							

2. ご担当者連絡先

	氏名	住所	電話番号

記入例

	都県	所属	職位	職名	氏名	ふりがな	備考
1	埼玉県	〇〇病院	看護部長	看護師	〇〇〇〇	△△△△	
2	〃	〃	事務長	事務員	●●●●	▲▲▲▲	